

たかまつ・21世紀プラン

— 新・高松市総合計画のあらまし —

I 高松市における総合計画の策定経緯

本市では、昭和60(1985)年を目標年次とした「高松市総合計画」を、初めての総合計画として昭和48(1973)年5月に策定しましたが、石油ショックや低成長経済への移行などによる社会経済情勢の変化を踏まえ、計画期間途中の昭和56(1981)年9月に、平成2(1990)年を目標年次とした「第2次高松市総合計画」として改定しました。

その後、高齢化の進行や瀬戸大橋の開通などの環境変化、3か年実施計画の期間との関連などから、昭和63(1988)年12月に、平成12(2000)年までの12年間を計画期間とする「第3次高松市総合計画」として全面改定し、これを市政運営の基本的な指針として、総合的かつ計画的に、各種施策・事業を推進してきました。

計画の名称	基本構想の議決年月	目標年次
高松市総合計画	昭和48(1973)年 5月	昭和60(1985)年
第2次高松市総合計画	昭和56(1981)年 9月	平成 2(1990)年
第3次高松市総合計画	昭和63(1988)年12月	平成12(2000)年
新・高松市総合計画 (たかまつ・21世紀プラン)	平成11(1999)年12月	平成23(2011)年

II 新・高松市総合計画策定の背景

近年における地球環境問題への関心の高まりをはじめ、少子・高齢化の進行、価値観の多様化、男女共同参画社会への移行、情報化・国際化の進展などの時代の潮流、都心の空洞化や交通問題、農業を取り巻く諸問題など、様々な都市課題の顕在化、また、高速交通網の整備による交流・連携の広がり、さらには、地方分権の推進や中核市への移行、財政環境の悪化、行政改革の積極的推進など、本市を取り巻く社会経済情勢や対応分野が大きく変化しており、「第3次高松市総合計画」と現実の行政施策との間に著しく差異を生じてきました。

一方、国においても、平成10(1998)年3月に「新・全国総合開発計画—21世紀の国土のグランドデザイン」が策定され、多軸型国土構造への転換や地域連携軸の展開が提起される中、本市は中核拠点都市圏として位置づけられています。

このような本市を取り巻く様々な環境の変化や新たな行政課題を踏まえ、これに的確に対応するとともに、平成11(1999)年4月の中核市移行を節目として、歴史、文化、自然条件などの個性を生かす中で、本市の一層の飛躍、発展を目指し、魅力と活力にあふれる新しいまちづくりを進めていくため、地域全体の共通目標として新・高松市総合計画(たかまつ・21世紀プラン)を策定し、総合的な将来都市像を明らかにすることとしました。

Ⅲ 新・高松市総合計画の策定経過

新・高松市総合計画の策定経過は次のとおりです。

新・高松市総合計画策定経過

期 日	会 議 等	概 要
平成 9年 1. 28～ 3. 25	長期ビジョン策定基礎調査委託	
8. 25～ 平成10年3. 25	新・高松市総合計画策定基礎調査業務委託	
8. 28～ 9. 16	企業アンケート調査	回答数：全国的企業本社 247 社（回収率 16.5%） 高松市内の支社等 209 社（回収率 51.1%）
9. 30	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第1回）	長期ビジョンについて協議
10. 27	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第2回）	長期ビジョンについて協議
11. 4～17	市民意識調査	回答者 2,277 人（回収率 45.8%）
11. 15～12. 25	長期ビジョンについて意見募集	応募件数 56 件（広報たかまつ、インターネット）
11. 25～27	21世紀の高松・まちづくりに関するグル ープヒアリング	8分野について、各分野の有識者・団体代表者と 懇話会委員の意見交換を実施
11. 27～12. 14	21世紀の高松・まちづくりに関する意向 調査	有識者・団体代表者に調査票を送付し意向を把握 回答者 70 人（回収率 41.2%）
12. 8～ 平成10年1. 14	都市水準調査	全国類似都市との都市水準に関する内部調査
平成10年 1. 7	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第3回）	長期ビジョンについて協議
2. 4	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第4回）	21世紀の高松・まちづくりビジョンの骨子につ いて協議
3. 3	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第5回）	21世紀の高松・まちづくりビジョン（素案）につ いて協議
3. 18	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第6回）	21世紀の高松・まちづくりビジョン（案）につ いて協議
3. 26	21世紀のたかまつを考える市民懇話会 （第7回）	21世紀の高松・まちづくりビジョン（提言）につ いて協議
3. 31	21世紀のたかまつを考える市民懇話会か らの提言書の提出	市長に対し「21世紀の高松・まちづくりビジ ョン」（提言）を提出
5. 27	政策会議	新・高松市総合計画の策定について
6. 1	策定要綱	新・高松市総合計画策定要綱を施行
6. 5	策定部課長会議	計画策定の作業開始
7. 1～ 9. 30	新・高松市総合計画について意見募集	応募件数 18 件（広報たかまつ、インターネット）
7. 28, 29	都市課題セミナー	テーマ：・市民・行政のパートナーシップによる まちづくり ・ごみから日本が見えてきた ・高齢期・輝いて生きる ・観光の現状と将来展望 参加者：534 人
8. 31～ 9. 4	策定に係る企画課長ヒアリング	

期 日	会 議 等	概 要
平成10年 11.20～12.6	市長と市民との意見交換会	会 場：市役所、太田農協、西部広域スポーツセンター、仏生山公園体育館、サンメッセ香川、鬼無公民館、平和荘、香西公民館、女木公民館、高松テルサ、市民文化センター、一宮公民館、川島公民館、南部農協（14会場） 参加者：634人
平成11年 4.5～4.23	新・高松市総合計画第1次素案について検討	(元)21世紀のたかまつを考える市民懇話会委員にも依頼（4.15～4.28）
6.21～7.2	第2次素案（基本計画各論）について検討	
8.2～13	高松市総合計画審議会委員公募（委員25人中5人）	応募者17人
8.3,5	(元)21世紀のたかまつを考える市民懇話会委員と部局との意見交換会	新・高松市総合計画第1次素案について意見交換（2回開催）
8.11～17	第2次素案（あらまし、基本構想、基本計画総論、地域別まちづくり）について検討	
8.18	政策会議	新・高松市総合計画原案について（8.23決定）
8.30	高松市議会議員全員協議会	新・高松市総合計画原案を説明
9.6	高松市総合計画審議会（第1回）	新・高松市総合計画（基本構想）案を市長から諮問
9.15～10.1	新・高松市総合計画原案について意見募集	応募件数38件（広報たかまつ・インターネット）
9.27	高松市総合計画審議会（第2回）	基本構想案について審議
10.1	高松市総合計画審議会（第3回）	基本構想案について審議
10.25	高松市総合計画審議会（第4回）	基本構想案について意見の取りまとめ
11.4	高松市総合計画審議会（第5回）	答申案について協議
11.17	高松市総合計画審議会（第6回）	市長に対し答申
11.17	政策会議	新・高松市総合計画基本構想について（11.18決定）
12.15	平成11年第5回高松市議会定例会（総務消防常任委員会）	新・高松市総合計画基本構想を承認
12.20	平成11年第5回高松市議会定例会	新・高松市総合計画基本構想を原案どおり議決
平成12年 1.4～2.13	基本計画書、主要事業計画書の取りまとめ	
2.14	政策会議	新・高松市総合計画基本計画および主要事業計画について（2.17決定）

IV 新・高松市総合計画策定に当たっての主要な傾向

本市を取り巻く社会経済情勢の動向や時代の変化などの中から、将来的にまちづくりの課題となる、あるいは課題とすべき主要な傾向を次のように整理しました。

1 時代の潮流

まちづくりにかかわる社会的現象などを時代の潮流として整理しました。

(1) 地球環境問題

環境問題は、ごみ処理などの身近なところから地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模にまで大きく広がり、人々の関心も高まっています。

将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐためには、今後、環境の保全や環境への負荷の少ない「循環」を基調とする経済社会システムへの移行が必要です。

国際的にも、オゾン層の破壊や森林の減少、地球温暖化など、地球規模での環境悪化に対処するため、平成4(1992)年に国連環境開発会議(地球サミット)がブラジルで開催され、環境と開発に関するリオ宣言とともに、この宣言の理念を実行するための行動計画「アジェンダ21」が採択されました。

我が国では、平成5(1993)年に、環境との共生や地球的視野に立った、新たな環境政策を目指した「環境基本法」が制定されました。さらに、平成9(1997)年12月には、「地球温暖化防止京都会議」が開催され、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減目標に関する国際的な取組みについて協議が行われました。



■環境シンポジウム in 高松

そして、先進国全体の目標として、平成20(2008)年から平成24(2012)年の間の平均排出量を、平成2(1990)年の水準より少なくとも5%削減することとなり、各国ごとに削減目標が設定され、我が国に対しては、6%の削減目標が設定されました。

このような状況の中、本市では、平成8(1996)年3月に「環境基本条例」を制定するとともに、平成11(1999)年2月には、「環境基本計画」を策定し、地球環境をも視野に入れた施策を展開しています。

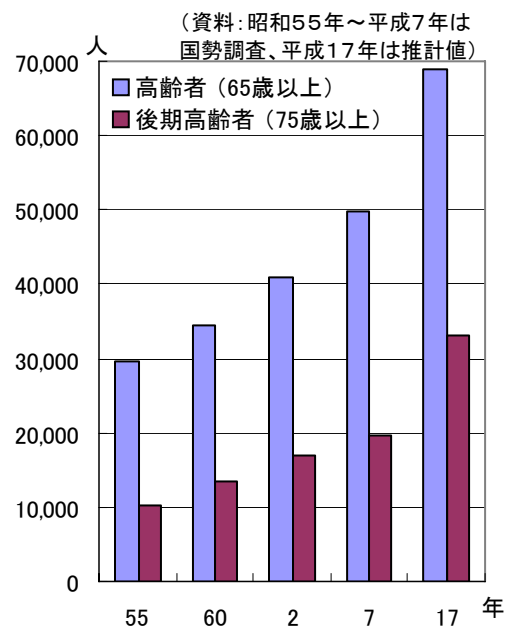
(2) 少子・高齢化

我が国の老年人口(65歳以上人口)の割合は、平成7(1995)年の15.0%(7人に1人)から、平成27(2015)年には25.5%(4人に1人)まで急増し、その後も増加が続くものと推計されており、世帯構成では、高齢者世帯や高齢単身世帯の増加が見込まれます。

女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、全国平均で、昭和40年代後半まで2.0を超える水準を維持していましたが、昭和48(1973)年以降低下傾向が続き、平成10(1998)年には1.38と下がり、少子化の傾向が強まっています。

親世代から子世代への人口の置き換えが1対1で均衡を保つには、合計特殊出生率で2.0前後が必要とされていますが、昭和49(1974)年以降、この水準を下回っており、我が国の総人口は、平成19

高松市の高齢者人口の推移

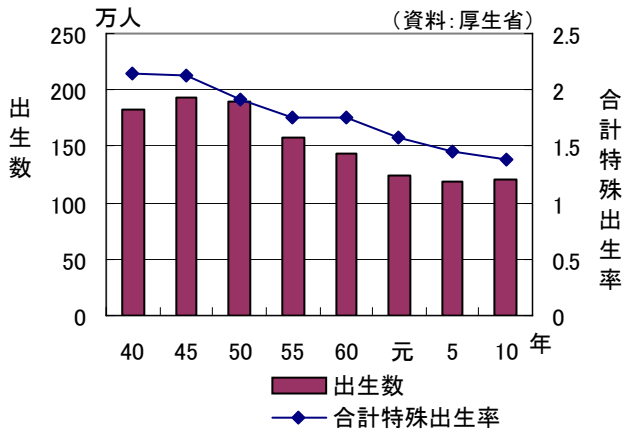


(2007)年にはピークに達し、以後、減少に転じると推計されています。

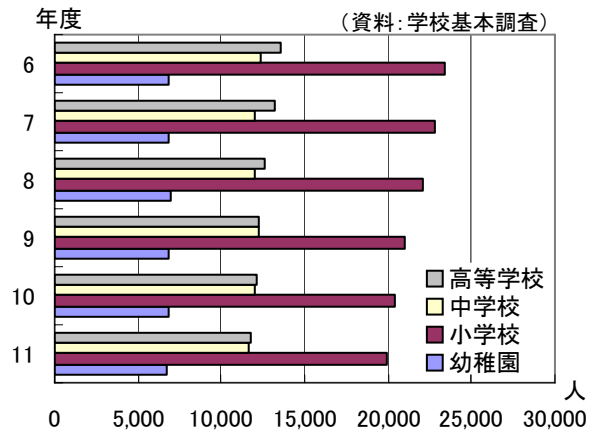
本市の老年人口の割合は、全国平均より少し高めに推移する一方、年少人口(0～14歳人口)の割合は、全国傾向と同様に低下を続けています。

少子・高齢化の進行に伴い、子どもの減少、労働力人口の高齢化、介護が必要な人の増加などが見込まれており、子育ての支援をはじめ、だれもが安心して高齢期を迎えられるよう、健康の保持・増進を促す保健・医療や福祉の充実、安心して暮らせる生活空間の整備、社会に貢献できる場と機会の確保が必要です。

我が国の出生数と合計特殊出生率の推移



高松市の園児・児童・生徒数の推移



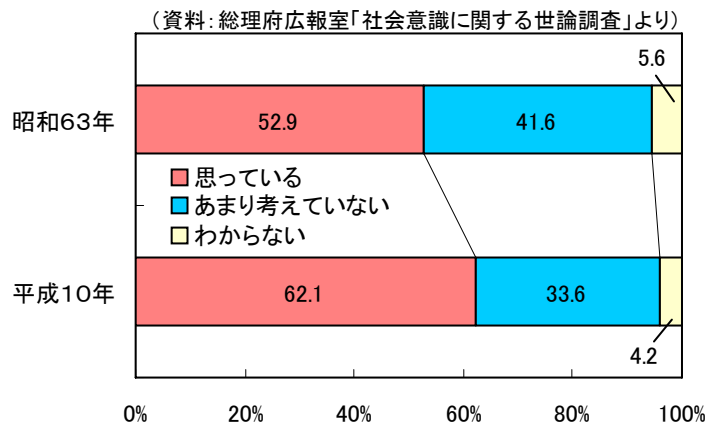
(3) 価値観の多様化

所得水準の向上、自由時間の増大など、生活の豊かさが進む中で、人々の価値観も、物の豊かさや合理性などを追求する経済的な価値の重視から、自然との調和の重視、ボランティア活動をはじめとする市民活動などによる人と人とのふれあいや社会とのかかわりの重視へと変化してきています。

また、量よりも質、所得や収入の向上よりもゆとり、くつろぎといったものが尊ばれる社会へと移行しつつあります。

一方、個性と多様性の重視から、組織への従属意識の低下が進み、組織の一員であるより、まず自分を大切に、「個」として生きようとする人々のうねりが、家、会社、国という既存の枠組みを崩そうとしています。いわゆる「個族」の時代が始まろうとしていると言われています。

国民の意識(社会のために役立ちたいと思っているかどうか)



(4) 男女共同参画社会への移行

女性を取り巻く社会状況は著しく変化してきており、教育水準の向上、価値観の多様化などを背景に、様々な分野への女性の社会進出が進んでいますが、女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識は、いまだ根強いものがあります。

国においては、男女の人権の尊重、政策等の立案や決定への共同参画などを基本理念に、男女

が対等な立場で責任を担う社会の形成を目指した「男女共同参画社会基本法」が平成11(1999)年6月に制定され、女性の積極的な社会進出が求められています。

本市は、平成9(1997)年12月に、男女共同参画都市宣言を行い、男女が共に政治、経済、社会、文化など、あらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と可能性が生かされる社会の実現に向けた取り組みを進めています。



■男女共同参画都市宣言記念碑「なごみ」

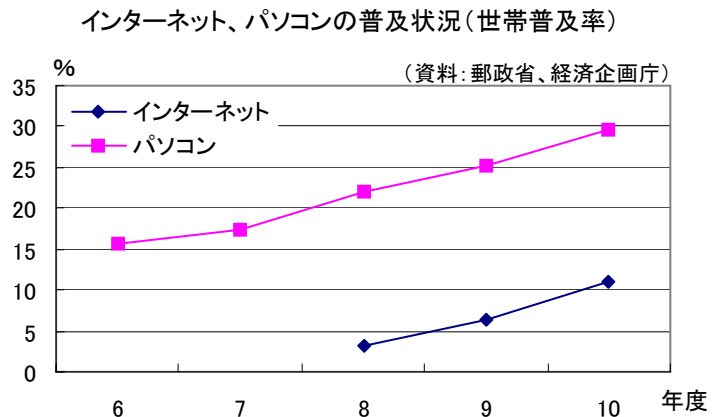
(5) 情報化

情報通信技術の目覚ましい発展と、それを背景としたインターネットなどの情報通信ネットワークの拡大が急速に進んでおり、ネットワークの標準化、国際化の流れが全世界的に広がっています。

このような情報化の進展は、経済活動において新しいサービス業の創出、また、電子商取引の目覚ましい普及による商取引形態の変容など、産業構造の変化や産業の活性化を促すとともに、市民生活においても利便性の向上をもたらすなど、社会の様々な分野に浸透し、大きな影響を与えています。

一方、情報通信機能の整備により、特定地域を対象とした拠点設置の必要性が薄れ、本市の持つ中枢管理機能への影響が懸念されます。また、長期的には、都市圏域内において、住民が都市中心部へ出かける必要性の低下により、都市構造の変容がもたらされることも予想されます。

今後、地域全体の情報化と行政内部の情報化の両面から、効率的、効果的な対応が求められるとともに、個人情報保護とセキュリティの確保が課題となります。



(6) 国際化

交通、情報通信網が発達し国際的相互依存関係が強まる中で、経済活動をはじめ、人や物、文化などの交流がますます活発化し、グローバル化が進んでいます。

また、国際的な地域間競争や地域間連携に対応するとともに、地域が世界に広く開かれ、独自性を持って国際的役割を担うことが求められています。

本市は、四国初の国際定期便が就航した高松空港や国際的な旅客・貨物船に対応できる高松港を備えるとともに、西日本国土軸と西日本中央連携軸の交差する位置にあることから、国際的交流拠点としての役割を視野に入れたまちづくりが必要です。



■セント・ピーターズバーグ市

このため、市民の豊かな国際感覚の涵養^{かんよう}や幅広い視野を持つ人材の養成・活用、交流を支える都市基盤の整備、外国人にとって行動しやすく、生活しやすい環境づくりなどが求められています。

また、本市は、セント・ピーターズバーグ市(アメリカ合衆国)、トゥール市(フランス共和国)と姉妹都市、南昌市(中華人民共和国)と友好都市の提携を行うとともに、平成2(1990)年に(財)高松市国際交流協会を設立し、市民レベルの交流を進めていますが、より広範で活発な交流の取り組みが期待されています。

2 本市を取り巻く環境の変化

本市は、瀬戸内海国立公園の美しい自然に市街地中心部が接するという、恵まれた地理的条件のもと、明治23(1890)年に市制を施行して以来、宇野—高松間の鉄道連絡船就航をはじめ、国の主要な出先機関や民間企業の四国を統括する支店等の立地により、四国の玄関、中枢管理都市として発展を遂げてきました。

しかしながら、前述した環境問題をはじめとする時代の潮流に加え、高速交通網の整備や交流・連携の広がりなどの都市環境、また、都市づくりにおける自主性、自立性の発揮など、これからのまちづくりに当たって認識しておくべき事柄など、本市を取り巻く状況や環境の変化が顕著となっていることから、その中心的なものについて取りまとめました。

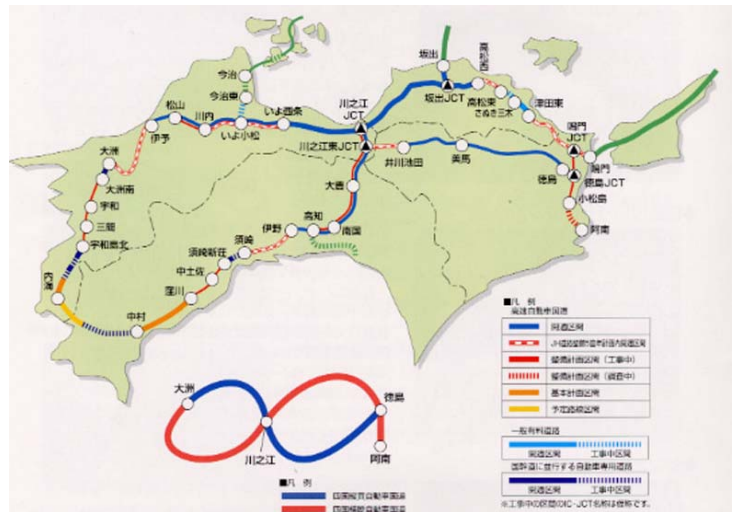
(1) 高速交通網の整備

昭和63(1988)年4月に本州と四国を初めて陸続きとした瀬戸大橋(児島～坂出ルート)が開通、平成10(1998)年4月には明石海峡大橋(神戸～鳴門ルート)が開通、そして、平成11(1999)年5月には瀬戸内しまなみ海道(尾道～今治ルート)も開通し、瀬戸内海に横8の字型の環状ルートが形成され、瀬戸内海三橋時代を迎えました。

一方、四国島内においても、四国横断自動車道の一部が昭和62(1987)年に開通してから、平成4(1992)年には高松市まで延伸されるなど、順次、高速道路の整備が進められています。

高松空港も、平成元(1989)年12月に新空港として開港して以来、路線も国内8路線、国際1路線へと拡大されてきました。

このような高速交通網の整備が大きなインパクトとなり、都市構造や土地利用、また、交通体系や産業構造等の都市環境、社会環境を大きく変化させており、本市が、瀬戸内海三橋時代においても、圏域の中核都市として更に発展していくためには、これらのプロジェクトの整備効果を最大限に活用するための施策展開が重要となっています。



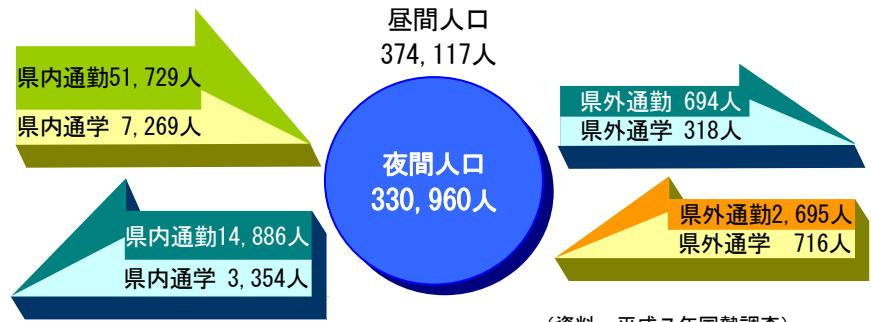
■四国の高速道路計画



■西日本中央連携軸沿線都市位置地図

(2) 交流・連携の広がり

高速交通網の整備をはじめ、情報化の進展、都市化の拡大等に伴い、地域経済活動はもとより、住民の日常生活行動範囲も、行政区域を越えて広域化しています。



(資料：平成7年国勢調査)

また、瀬戸内海三橋時代においては、様々な交流が飛躍的に増大する中で、地域間競争、都市間競争がますます強まるものと考えられます。

さらに、新・全国総合開発計画では、多軸型の国土構造への転換が示され、四国地域に関しては、従来からの国土軸に加え、伊勢湾から紀淡海峡、豊予海峡を経て九州・沖縄に至る太平洋新国土軸が提唱されるとともに、新たな交流圏としての地域連携軸の形成も位置づけられています。

このような状況の中、本市では、周辺10町と共に、相互の連携に基づく一体感の持てる圏域づくりを進めており、今後とも積極的に推進することが必要です。

また、日本海から瀬戸内海を経て、太平洋までの新しい広域交流圏づくりとその基盤となる西日本中央連携軸の形成を促進するため、関係5県の25市により連携が進められるとともに、環瀬戸内海圏における広域観光や文化・スポーツ交流などの広がりが見られるほか、歴史的経緯、社会的つながりなどによる都市と都市との交流も全国的に広く展開されていることから、交流の輪を更に広げることが必要です。

(3) 地方分権推進の流れ

明治維新以来の中央集権型行政システムは、我が国の急速な近代化と発展に大きく寄与してきましたが、反面、全国画一の統一性と公平性が過度に重視され、地域の諸条件の多様性が軽視されてきました。

このような中、地域のことは地域みずから考え実践していくという考え方が強まり、平成7(1995)年に「地方分権推進法」が制定されるとともに、平成10(1998)年には、国において「地方分権推進計画」が策定されました。さらに、平成11(1999)年には、「地方分権推進一括法」が制定され、国と地方の事務の再編成など、地方分権の推進に向けた制度改革が進められています。

今後は、地方への権限移譲と関与の廃止、縮減などにより、地方自治体の行政運営の自主性、自立性を高め、地域がみずからの判断と責任において、地域の実情に即した行政を進めるとともに、住民の意向が地域の行政に反映されやすいものとするのが求められています。



■中核市移行を知らせる懸垂幕

(4) 行政改革と地方主権へのうねり

国、地方における行政改革が時代の要請となる中で、本市ではより質の高い市民サービスの提供を目指し、平成8(1996)年度から平成12(2000)年度までの5年間を計画期間とする「高松市行政改革計画」に基づき、行政改革を進めてきました。

そして、社会経済情勢の急激な変化や中核市への移行、さらには一層厳しさを増す財政状況な

ど、その後の状況変化に的確に対応するため、新たに数値目標を設定し、平成11(1999)年度から平成13(2001)年度までを計画期間とする新しい「高松市行政改革計画」を策定し、これまでに以上に徹底して行財政全般の改革に取り組んでいます。

また、行政改革と密接な関係がある地方分権が実行の段階に至っている中で、より一層、個性的で活力ある地域社会を構築するため、地域の課題を地域みずからの判断と責任によって解決できる行財政能力の向上をはじめ、市町合併を含めた行政体制の整備、効果的・効率的な行政運営などの自己改革を進めることにより、地方自治新時代にふさわしい体制と体質の強化が求められています。

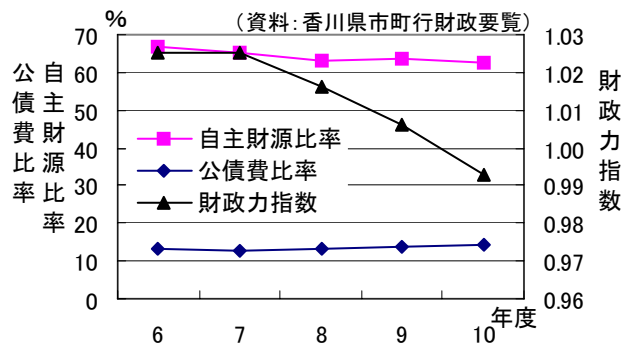
本市においても、中核市移行をはじめとする地方分権の推進に伴う事務権限が増加する中で、21世紀を見据えた簡素で効率的な行財政システムを確立するなど、更なる努力が必要となっています。

(5) 経済・財政環境

我が国経済は、バブル経済の崩壊後、実質国内総生産の成長率で見ると、平成7～8(1995～1996)年度を除いて、0%台あるいはマイナス成長で推移しました。また、大手金融機関の破綻や企業のリストラが進む中で、完全失業率は4%台とこれまでにない水準に上昇するとともに、長期的な雇用や賃金の見通しについての不安感の高まりなどによって、個人消費は低迷を続けています。

このような状況のもと、国、地方を問わず、財政環境はますます厳しさを増しており、本市においても、一般財源の根幹である市民税が伸び悩む一方、基金の減少、現債額の増大など、厳しい財政状況にあります。

高松市の財政指標の推移



V 新・高松市総合計画策定の考え方

新・高松市総合計画は、21世紀のたかまつを考える市民懇話会からの「21世紀の高松・まちづくりビジョン(提言)」を受け、次のような考え方(新・高松市総合計画基本構想「都市づくりの考え方」)のもとに、総合的かつ長期的展望に立った市政推進の基本的指針として策定しました。

1 都市づくりを進めるための基本的考え方

まちづくりの主人公は市民であり、まちづくりは、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップによる共同作業です。21世紀のまちづくりは、地域みずからが自己決定と自己責任の考え方により主体的に進めることが重要であり、地域の課題と対応方策について、行政と市民が共に考え、共に行動することが強く求められています。

このため、「市政への市民参画の拡大」を市政推進に当たっての特に重要な基本的考え方として位置づけることとしました。

2 基本的考え方を踏まえ、配慮した4つの視点

(1) 自助・共助・公助の視点

市民ニーズが高度化、多様化する中で、ボランティアをはじめとする市民の自発的、公益的な活動の果たす役割が期待されており、市民みずからがまちづくりに参画する社会の形成が求めら

れています。

まちづくりにおいては、市民の自助努力の自覚を出発点として、社会性、公益性から、共助・公助の役割分担を考えていくことが必要です。

このため、市民がみずからの責任すべきこと(自助)、地域社会が共同してすべきこと(共助)、そして「公」がすべきこと(公助)の「自助・共助・公助」の視点に立ったまちづくりを進めることとしています。

(2) 情報公開と情報提供

市民と行政が地域の課題を共に考え、共にまちづくりを進めていくためには、情報の共有が重要です。市政への積極的な市民参画と自助・共助・公助の視点に立ったまちづくりのため、行政のアカウンタビリティ(説明責任)を念頭に、情報公開と情報提供を進めることとしています。

(3) 共生の視点

「共生」の考え方は、社会生活上、緊密な関係や同じ立場、また、対立関係にあるものなど、様々な概念のものが、互いに共同して生活を営む上において自覚すべき重要な視点です。

地球環境との共生をはじめ、コミュニティにおける共生、ノーマライゼーション(障害者や高齢者など、社会生活上のハンディキャップを持った人々が、同じ社会の構成員として、健常者と共に生活し、活動できる社会づくりの理念)、また、外国人との共生、男性と女性の共生などが考えられます。

このように、共に身近な生活共同体であるとの考え方に基づいた「共生」の視点を、市民と行政が深く認識し、まちづくりを進めることとしています。

(4) 市民感覚に根ざしたまちづくり

行政だけでまちづくりを行う時代から、市民と共に、市民と共感しながらまちづくりを進める時代へと移行する中で、市民にとって身近で役に立つ市役所として、市民本位の視点に立ち、地域の課題に積極的に取り組むことが重要です。

このため、職員の意識改革を進め、サービスの質や効率性の向上、迅速な提供に努めるなど、市民感覚に根ざしたまちづくりを進めることとしています。

VI 新・高松市総合計画の構成と期間

新・高松市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「主要事業計画」によって構成します。

1 基本構想

本市の将来の都市像とこれを実現するための長期的な施策の大綱を明らかにしたもので、基本計画および主要事業計画の基礎となるものです。

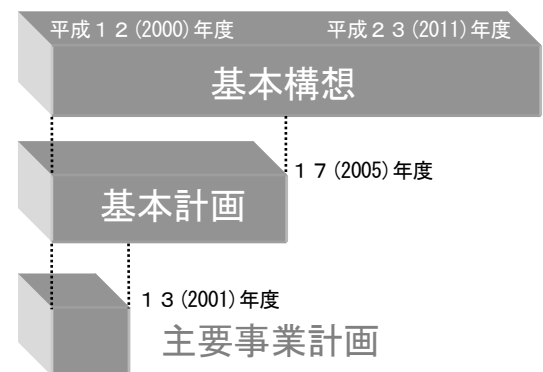
計画の期間は、平成12(2000)年度から平成23(2011)年度までの12年間です。

2 基本計画

基本構想で定めた施策の大綱を具体化し、その目標達成のために中期的に必要な基本的施策を総合的かつ計画的に示すもので、主要事業計画の基礎となるものです。

計画の前期の期間は、平成12(2000)年度から平成17(2005)年度までの6年間です。

□ 新・高松市総合計画の構成



3 主要事業計画

基本計画で定めた基本的施策を現実の行財政の中で効果的に実施するために主要な施策および事業について取りまとめた短期的な計画で、毎年度の予算編成および事業実施の指針となるものです。

計画の期間は、2年間ごとです。

VII 新・高松市総合計画の目指すべき都市像とそれを実現するための施策分野

1 新・高松市総合計画における目指すべき都市像

笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松

都市は、市民が安心して生活のできる場所であり、いつまでも住み続けることのできる安住の地であることが理想です。言い換えれば、都市は、そこに住む市民にとって、「住みやすいまち」「気持ちよく働けるまち」であり、市民だけでなく、だれもが「訪れてみたい魅力のあるまち」「夢の持てる活力を感じるまち」であると言えます。

この都市づくり、まちづくりの原点をしっかりと見据えながら、将来のあるべき都市像を掲げ、その実現に向けて、市民と共に、一步一步着実に前進させていかなければなりません。

その向かうべき方向は、環境への負荷を少なくし、高齢者や障害者、未来を担う子どもたち、事業を営む者など、都市に生きる様々な立場の「人」にとって、“やさしいまち”づくりであると考えます。

そのためには、環瀬戸内海圏の中核都市として、にぎわいと活力のある都市づくりを進めるとともに、親切と思いやりを基本に、人と人とのふれあい、心と心のふれあいを大切にすることが重要であり、本市は、これから迎える21世紀において、心が和み、自然に笑みが浮かぶような“まち（都市）”でありたいと考えます。

このような考え方のもと、新世紀において目指すべき都市像を『笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松』としました。（新・高松市総合計画基本構想「目指すべき都市像」より）

2 新・高松市総合計画における施策分野

新・高松市総合計画における施策分野として、次の6つを定めました。（新・高松市総合計画基本構想「施策の大綱」（基本計画における6つの章）より）

(1) 環境共生型まちづくりへの転換

環境への負荷を少なくし、恵み豊かな環境を将来にわたり良好な状態で保全するため、身近な自然を守り育てながら、かけがえのない地球環境との共生を進めるとともに、資源の循環的な利用を基調とした、環境にやさしいリサイクル型社会の形成を図ります。

また、安全で快適な住みよい環境を確保するため、うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上を図るとともに、安全で安心できる生活環境の整備を推進するほか、水は限りある資源という視点に立ち、水を大切にすまちづくりを進めます。

① かけがえのない地球環境との共生

現在および将来の市民が環境の恵みを受用できるよう、自然環境の保全や環境汚染の防止を図るなど、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、行政が率先し、市民、事業者と相互に協力、連携しながら、環境に配慮した行動を展開することにより、すべての人の参加による環境の保全を推進します。

② 環境にやさしいリサイクル型社会の形成

ごみの発生抑制や減量化、リサイクルなど、「ごみゼロ」に向けての取組みを進めるとともに、ごみの収集・処理体制の充実やダイオキシン類等の排出削減、し尿の処理など、一般廃棄物の適正処理を推進するほか、排出事業者の自己処理責任の原則に基づき、産業廃棄物の適正処理を促進します。

③ うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上

うるおいとゆとりのある快適な都市環境を確保するため、公園の整備や緑化を進めるなど、みどりのまちづくりを推進するとともに、自然、歴史、文化の調和のとれた個性豊かな都市景観の向上を図ります。また、汚水の適正処理や浸水対策などを図るため、下水道の整備を進めます。

④ 安全で安心できる生活環境の整備

すべての市民が安全で安心して暮らすことができるよう、良好な居住環境をはじめ、生活道路や河川、港湾の整備を進めます。また、市民の生命と財産を守るため、防災対策や消防力の充実を図るとともに、犯罪のないまちづくりに努めます。

さらに、清潔で健康な暮らしの基礎となる生活衛生の向上に努めるとともに、交通弱者の保護を基本とした交通安全対策の充実を図るほか、快適な自転車利用の環境づくりを進めます。

⑤ 水を大切にすまちづくり

水を大切に使う循環型都市の実現に向け、全市をあげて水の循環利用と節水を推進するとともに、安定給水の確保を図りながら、安全で良質な水道水の供給を行います。

(2) 少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

少子・高齢社会に対応し、市民が生涯にわたり、健康で安定した幸せな生活を送ることのできる福祉のまちづくりを進めるため、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに取り組むとともに、保健、医療、福祉の連携により、ライフステージに応じた健康づくりや多様なニーズに対応した福祉の充実を図ります。

また、高齢者や障害者が社会の一員として自立し活動できるよう、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進めるとともに、社会参加を推進します。

① 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに生まれ育つよう、家庭、地域、行政が連携を図りながら、子育てを支援するとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進め、子育てと仕事の両立を支援するほか、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。

② 健康づくりと福祉の充実

だれもが住み慣れた家庭や地域において健康で安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉の連携を図りながら、地域保健や医療体制を充実するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、地域福祉の向上に努めます。また、在宅生活の支援や施設福祉の拡充など、高齢者福祉や障害者福祉の充実を図るとともに、介護保険事業などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

③ 高齢者や障害者にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害者が地域社会の一員として、共に生活し、活動の場を広げられるよう、ユニバーサルデザインの視点に立って、住宅や公共空間のバリアフリー化を図り、高齢者や障害

者が安心して暮らすことのできる生活空間づくりを進めます。

④ 高齢者や障害者の社会参加の推進

高齢者や障害者が、その能力を発揮し、社会参加を進められるよう、生きがいづくりや就業を促進し、高齢者や障害者が活動できる場と機会の確保を図ります。

(3) 心豊かな生活のための場と人づくり

市民一人一人が生きがいのある豊かで充実した人生を築くことができるよう、基本的人権を尊重する社会の確立を目指すとともに、次代を担う人づくりをはじめ、生涯にわたる学習活動やスポーツ・レクリエーション活動を推進し、生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成を図ります。

また、市民の主体的な文化活動を促進し、地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興を図るとともに、自立し行動する賢い消費者づくりを進めます。

① 基本的人権を尊重する社会の確立

すべての市民がお互いの人権と平和を大切に社会づくりを進めるとともに、同和問題の早期解決に向け、同和対策を推進します。

また、あらゆる分野への女性の参画を促進し、男女が共同して様々な課題に取り組むことのできる男女共同参画の社会づくりを進めます。

② 生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成

次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つよう、一人一人の個性を尊重し、豊かな人間性を育てる学校教育を推進するとともに、家庭、地域、学校の連携により、市民総ぐるみで青少年の健全育成を図ります。

また、市民が生涯にわたって様々な学習活動が続けられるよう、学習の場と機会を充実し、生涯学習を推進するとともに、人材の育成と学術研究の振興を図るため、高等教育の充実に努めます。

さらに、生涯にわたる健康の増進と体力づくりのため、市民が気軽に親しむことのできるスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

③ 地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造と振興

地域文化の担い手である市民の自主的な芸術・文化活動を促進するとともに、芸術・文化に親しむことのできる場と機会の充実を図るほか、文化財の保護に努め、市民芸術・文化の創造と振興を図ります。

④ 賢い消費者づくり

みずからが自覚と責任を持って行動できる消費者づくりを進めるため、消費者の自立を促進するとともに、消費者利益の擁護に努めます。

(4) 豊かで活力あふれる産業の振興

産業構造の変化や交通環境の変革に適切に対応しながら、新しい時代をリードし、地域を支える産業の活性化を促進するため、商業業務機能の強化と工業、農林水産業などの振興を図ります。

また、観光資源を活用し、訪れる人々にとって魅力のある観光とコンベンションの振興を図ります。

さらに、勤労者がみずからの能力を生かし、生き生きと働くことのできる就業環境づくりを進めます。

① 新時代をリードし、地域を支える産業の振興

経済・金融システムの改革や技術革新、高度情報化の進展による産業構造の変化、高速交通網の整備による経済圏の拡大に対応し、本市の特性を生かしながら、活力ある産業活動を展開するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高付加価値型産業の育成・振興や中小企業等の経営基盤の強化などに努め、商業業務機能の強化と工業の振興を図ります。

また、農林水産物の生産の振興、生産体制の強化、生産基盤の整備により、農林水産業を振興するとともに、地場産業としての伝統的工芸・特産品の振興を図ります。

② 魅力のある観光・コンベンションの振興

観光客に温かい「おもてなし」ができるよう、受入態勢の充実を図るとともに、自然的、歴史的、都市的観光資源を生かしながら、魅力のある観光地づくりや観光客の誘致を進め、観光の振興を図ります。また、国際会議観光都市にふさわしい施設・機能の充実に努め、コンベンションの振興を図ります。

③ 生き生きと働くことのできる就業環境づくり

勤労者の能力を生かすことのできる就業機会の拡大や時代のニーズに対応できる人材の育成など、就業の支援を行うとともに、勤労者福祉の充実を図り、就業環境の向上に努めます。

(5) 広域・交流拠点性の強化

瀬戸内海三橋時代に対応し、にぎわいと活力のある広域・交流拠点としての都市基盤整備や高次の都市機能の集積を図るため、高速交通網の整備や公共交通機関の強化など、総合的な視点に立った都市交通網の形成を推進するとともに、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心や計画的な市街地の形成を進めるほか、情報通信社会に対応できる拠点機能の強化に努めます。

また、人や文化などの幅広い交流を進めるため、国際化への対応を図るとともに、都市交流を推進します。

① 総合的な視点に立った都市交通網の形成

多様な交通手段が有機的に連携した総合交通体系の確立を目指し、陸・海・空の高速交通ネットワークを形成する広域交流基盤や幹線道路網の整備を進めるとともに、公共交通機関の強化や主要な駅等における交通結節機能の強化を図るほか、交通渋滞の緩和に向けた交通需要管理施策を推進します。

② 環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成

高速交通網の整備や都市化の進展に伴う交流圏、都市圏の拡大に対応し、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい都心機能の充実強化を図るため、サンポート高松や市街地再開発などの都心再生プロジェクトを推進するとともに、快適な生活空間の形成による都心居住を促進します。

③ 計画的な市街地の形成

既成市街地や市街化進行地域などにおいて、都市型生活にふさわしい質の高いまちを形成するため、土地区画整理事業の推進などによる健全な市街地の整備を進めるとともに、総合的な視点から適正な土地利用を推進します。

④ 情報通信社会に対応できる拠点機能の強化

高度情報通信社会における情報受発信機能を強化するため、情報通信網の整備や幅広い交流を可能にする情報交流拠点の整備を推進するなど、情報通信機能・基盤の整備を進めます。

⑤ 国際化への対応と都市交流の推進

世界に開かれた都市を目指し、姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の豊かな国際感覚の涵養や外国人にとって住みやすい環境づくりを行うなど、国際交流を推進します。

また、国内諸都市との幅広い分野での交流を推進します。

(6) 地域みずからのまちづくり

住みよい魅力あるまちづくりを進めるため、身近な活動を支える心ふれあうコミュニティづくりを推進します。

また、地域の主体性を発揮しながら、個性的な地域づくりができるよう、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めるとともに、行政改革を推進する中で、中核市にふさわしい行財政システムの確立を図るほか、合併問題への対応も含めた広域連携を推進するなど、地域主権の時代を拓くまちづくりを進めます。

さらに、市制施行の周年など、節目をとらえた周年記念事業を実施します。

① 心ふれあうコミュニティづくり

自立と連帯に根ざした心ふれあう地域社会が形成できるよう、自主的なコミュニティ活動を促進するとともに、気軽に交流できる活動の拠点づくりを進め、コミュニティの活性化を図ります。

② 地域主権の時代を拓くまちづくり

まちづくりへの市民の参画意識の高揚を図りながら、市政への市民参画とボランティア活動などの市民活動を促進するとともに、広聴・広報活動や情報公開を推進し、市民と行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めます。

また、行政改革をより一層推進するとともに、効果的、効率的な行財政運営や新たな政策課題への適切な対応を行うなど、中核市にふさわしい行財政システムの確立を図ります。

さらに、交流と連携を基調に、広域都市圏「サンネット高松」における連携や合併問題への対応検討、広域的な都市連携を進めるほか、都市イメージの再構築を図ります。

③ 周年記念事業の実施

市制施行の周年をはじめ、施設の開館、都市提携の周年など、記念すべき節目をとらえ、効果的な記念事業を実施します。

VIII 重点プロジェクト

総合的、体系的に全分野を網羅した基本計画各論（6章）における各種の施策を、横断的、有機的に連携させながら、先導的、重点的に実施するべき施策を10の重点プロジェクトに取りまとめました。（新・高松市総合計画基本計画「重点プロジェクト」より抜粋）

「環境共生型まちづくりへの転換」のために

1 資源循環型社会づくりプロジェクト

- ① ごみの減量・再資源化を推進します
- ② 健全な水循環の確保を図ります
- ③ 資源・エネルギーの有効活用を進めます
- ④ 環境に配慮した行動を展開します

「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」のために

2 少子社会対策推進プロジェクト

- ① 家庭・地域等における子育て支援を推進します
- ② 子育てや子どもの成長に配慮した生活環境等を整備します
- ③ 心豊かで健全な子どもを育成します

「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」のために

3 活力ある高齢社会づくりプロジェクト

- ① 生涯を通じた健康づくりを推進します
- ② 生涯にわたる学習活動を推進します
- ③ 人にやさしい福祉のまちづくりを進めます

「心豊かな生活のための場と人づくり」のために

4 男女が共に生き合える社会づくりプロジェクト

- ① 男女共同社会参画意識の啓発を図ります
- ② あらゆる分野への女性参画を促進します

「心豊かな生活のための場と人づくり」のために

5 文化の香りあふれるまちづくりプロジェクト

- ① 高松らしい市民文化の創造を図ります
- ② 歴史や伝統の継承を図ります
- ③ ゆとりとうるおいのある都市空間の形成を進めます

「豊かで活力あふれる産業の振興」のために

6 都心機能と中心市街地の活性化プロジェクト

- ① 都心再生プロジェクトを推進します
- ② 都心交通体系の整備を進めます
- ③ 商業機能等の活性化を図ります
- ④ 都心的居住を促進します

「豊かで活力あふれる産業の振興」のために

7 交流するまち・高松プロジェクト

- ① 訪れる人々にとって魅力あるまちづくりを進めます
 - ② 多様で幅広い交流を推進します
 - ③ 広域連携を推進します
-

「広域・交流拠点性の強化」のために

8 総合的な都市交通網整備プロジェクト

- ① 広域交流基盤の整備を進めます
- ② 幹線道路網の整備を進めます
- ③ 公共交通機関の強化を図ります
- ④ 交通需要管理施策を推進します

「広域・交流拠点性の強化」のために

9 情報化推進プロジェクト

- ① 情報通信機能・基盤の整備を進めます
- ② 情報通信システムの整備を進めます
- ③ 行政事務の高度化・効率化を図ります

「地域みずからのまちづくり」のために

10 市民参画のまちづくりプロジェクト

- ① 市政への市民参画を促進します
- ② ボランティア活動等市民活動を促進します
- ③ コミュニティの活性化を図ります

Ⅸ 地域別まちづくり

地域の特性や課題を整理する中で、基盤整備を中心に、各地域ごとの個性あるまちづくりの方向を示すことにより、市民の主体的な地域活動を促すとともに、相互に整合性のとれた特色あるまちづくりを進めるため、「都市計画マスタープラン」（平成9（1997）年12月策定）において示された地域区分の考え方を踏まえ、地理的形状や歴史的つながり、都市計画における用途区分、校区や支所・出張所区分、自治会等の地域団体の活動範囲などを総合的に勘案し、7つの地域区分を設定しました。

■中央地域 ----- 本庁、木太（北部）、太田（一部）

■東部地域 ----- 屋島、古高松、川添、前田

■南東部地域 ----- 山田

■南部地域 ----- 太田（一部）、林、多肥、仏生山、三谷、木太（南部）

■南西部地域 ----- 鶴尾、一宮、檀紙、川岡、円座

■西部地域 ----- 香西、下笠居、弦打、鬼無

■離島地域 ----- 女木、男木

X 新・高松市総合計画において設定した主要指標

区 分	単 位	平成 7 年 (実績) (1995)		平成 1 7 年 (想定) (2005) (基本計画目標年次)		平成 2 3 年 (想定) (2011) (基本構想目標年次)		伸 び B / A
		A	構成比		構成比	B	構成比	
総 人 口	人	331,004	100.0%	343,000	100.0%	350,000	100.0%	1.06
0～14歳	人	53,877	16.3%	50,400	14.7%	49,700	14.2%	0.92
15～64歳	人	227,303	68.7%	223,600	65.2%	218,000	62.3%	0.96
65歳以上	人	49,780	15.0%	69,000	20.1%	82,300	23.5%	1.65
世 帯 数	世帯	123,457	—	135,200	—	140,600	—	1.14
昼 間 人 口	人	374,117	—	386,900	—	394,700	—	1.06
都 市 圏 人 口	人	614,310	—	636,400	—	648,500	—	1.06
就 業 者 数	人	167,610	—	172,000	—	174,300	—	1.04

- (注) 1 平成 7 (1995) 年の数値は、国勢調査によります。
 2 平成 7 (1995) 年の年齢別人口の合計は、年齢不詳を除くため、総人口に一致しません。
 3 昼間人口は、常住地による人口 (夜間人口) に通勤・通学による流出人口を加減したものです。
 4 都市圏人口は、本市への通勤者の流入率 (国勢調査における市町ごとの就業者数に対する、高松市への就業者数の割合) が 10% 以上の圏域 (本市を含め 2 市 1 6 町) の人口です。